

申 入 書

平成29年2月15日

〒001-0024

札幌市北区北24条西4丁目1番1号

安藤ビル3F

全北海道プロフェッショナルダンス教師協会

代表 練 合 博 康 殿

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 町 村 泰 貴

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目ほくろビル4階

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

当NPO法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じて、消費者被害の未然防止を目的に、消費者団体、消費生活専門相談員、学者、弁護士、司法書士など消費者問題専門家により構成されています（詳細は当NPO法人のホームページ、<http://www.e-hocnet.info/index.html>をご参照下さい。）。

また、当NPO法人は、平成22年2月25日からは、平成21年6月に施行された改正「消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣の認定を受け、差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供にかかる業務）を行なう「適格消費者団体」としての活動も行っております。

当NPO法人では、消費者被害の相談について、情報提供やアンケート等多方面からの情報収集を行っており、入手した契約書に消費者契約法等の規定する不当な条項・特約が含まれていないかどうかを検討しております。

この度、貴協会が経営されるダンススクール「特別特訓コース」契約（以下、「本件受講契約」という。）に関する情報が寄せられ、当NPO法人として、本

件受講契約の「特別特訓コース 申込書」を検討した結果、いくつかの問題点があるとの結論に達しましたので、貴協会に対し、以下のとおり申し入れます。

第1 申入の趣旨

貴協会が使用されている「特別特訓コース 申込書」に記載されている内容のうち、「申込、支払い後のキャンセル・変更はできません。」（以下、「本件規約1」という。）及び「自身の都合で途中で受講を中止する場合、返金、その他への充当は一切ありません。」（以下、「本件規約2」という。）の部分は、それぞれ消費者契約法の第10条と第9条第1号に該当する不当な条項であると考えます。

よって、貴協会に対し、当該条項の使用中止又は条項の修正を申し入れます。

第2 申入の理由

1 本件規約1について

本件受講契約は、事業者である貴協会が、ダンス教師となる知識や技術を提供し、受講生である消費者がその対価である受講料を支払うという準委任契約と思われます。そして、本件受講契約には、本件規約1すなわち「申込、支払い後のキャンセル・変更はできません。」という、消費者が民法第651条により本来有する解除権を、一方的に放棄させる条項があります。本件受講契約は、当事者間の信頼関係を前提としている点で通常の委任契約・準委任契約と変わりなく、本件規約1は、民法第651条の適用による消費者の権利を不当に制限するものと考えます。

また、本件受講契約の内容は、合計100時間の講座であり、うち実技48時間、学科4時間及び音楽に合わせて踊るのが48時間となっており、これらを仮に1週間に各2回受けた場合、講座は約1年という長期間を要するものとなります。その期間中に受講を継続できない事情が発生するおそれもあるため、解除権を放棄させることや、他のコースへの変更を一切認めないことによる消費者の不利益は大きいものと言えます。

よって、本来消費者が有する解除権を一方的に放棄させる本件規約1は、消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるため、消費者契約法第10条により無効と考えます。

2 本件規約2について

本件規約2は、「自身の都合で途中で受講を中止する場合、返金、その他

への充当は一切ありません。」というものであり、受講者による本件受講契約の解除によって、事業者である貴協会が被るおそれのある受講料等の収益の逸失などの不利益を回避、てん補する目的のものであり、契約解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めを有するものと思われまます。そこで、これが、消費者契約法第9条第1号が規定する、消費者契約の解除に伴う損害賠償の予定又は違約金を定める条項であって「当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」であるか否かが問題となります。

この点、本件受講契約は、貴協会のホームページを見る限り、「特別特訓コース」とは言っても、常に受講生の募集を行っており、入校は随時可能であると認められますので、受講者が契約を解除した場合について、新たな受講者を受け入れるなどの対策を講じることは可能と思われまます。したがって、受講者が契約を解除した場合に、貴協会が、幾らかの損害を被ることはあり得るとしても、少なくとも、本件受講契約の解除によって解除後の期間（いまだ役務を提供していない期間）に対応する受講料や受験料の全額について、一般的に損害を被ることになるとはおおよそ考えがたいところまです。

よって、解除後の期間に対応する受講料全額を返還しないことを定めた本件規約2は、平均的な損害の額を超える部分につき、消費者契約法第9条第1号により無効と考えまます。

第3 ご回答について

本申入に対して、貴協会のお考え・ご対応等を、平成29年3月15日までに、文書にてご回答くださいますようお願いいたしまます。なお、ご回答の有無及びご回答内容につきまましては、当NPO法人の活動目的のため、公表させていただくことをあらかじめ申し添えまます。

以上